



助成券をご利用ください

町では、高齢者や障害者の方を対象に、次のとおり助成券を交付しております。

- ◆はり・きゅう・マッサージ等施術費助成券
 - 対象者 町内在住で、老人医療受給者の方
 - 申請に必要なもの 老人医療受給者証(白色)、印鑑、利用資格認定証(以前交付を受けた方)
 - 助成内容 1ヶ月1枚の交付となり、1枚で1,000円の助成となります

- ◆重度心身障害者福祉タクシー料金助成券
 - 対象者 町内在住で、身体障害者手帳1級、2級の方及び療育手帳の程度がAの方
 - 申請に必要なもの 身体障害者手帳又は、療育手帳、印鑑、利用資格認定証(以前交付を受けた方)
 - 助成内容 1ヶ月2枚の交付となり、1枚で600円の助成となります
 - 交付場所・問い合わせ先 町健康福祉課 ☎62-2115

- ### 町職員人事(4月1日付)
- 敬称略()は旧所属
- ◆派遣
 - 県中地域水道用水供給企業 団派遣主幹 揚妻清一(上下水道課 下水道グループ長)
 - 福島県派遣副主査 常松忠央(税務町民課副主査)
 - ◆異動・昇格
 - 総務課 ●副主査 北畠正彦(福島県派遣) ●副主査 村岡廣隆(総務課主事)
 - 税務町民課 ●参事兼課長 角田勝(税務町民課課長)
 - ◆新採用
 - 税務町民課主事 折笠友基
 - 健康福祉課主事 角田祐樹
 - 上下水道課主事 星 雄之
 - 教育課主事 有馬直希
 - ◆産業課 ●副主査 渡辺光徳(産業課主事)
 - ◆健康福祉課 ●主査 根本大志(教育課主査)
 - ◆都市建設課 ●主査 関根達也(都市建設課副主査) ●副主査 保田広隆(都市建設課技師)
 - ◆上下水道課 下水道グループ長 柳沼和吉(上下水道課主任技査)



生き生きと楽しい人生を(昨年のふれあいスポーツ祭から)

4月から介護保険が

変わります

介護保険が介護予防に重点を置いたしくみに

介護予防を重点に

ますます進む超高齢化社会の到来に備え、高齢者がなるべく要介護にならないように、また介護が必要になつてからも、住みなれた地域で生き生きと楽しく暮らし続けることができるように、4月から介護保険制度の仕組みやサービスなどが変わります。今月号では、その主な内容についてお知らせいたします。

現在、要介護状態の軽度(要支援、要介護1)の高齢者が年々、大幅に増え続けていますが、このような方たちへの介護サービスは要介護状態の改善につながっていない状況です。

こうした、軽度の方の状態を改善するため、これまでの「要支援」を「要支援1」に「要介護1」を「要支援2」と「要介護1」に区分し、要支援1と2の対象の方が、新設される介護予防サービス(新予防給付)を受けられるようになります。(表1参照)

また、介護を必要とする前の高齢者が要支援・要介護状態にならないように、介護予防事業(地域支援事業)などを行います。

| 現行 | 4月から | | | |
|------|-----------|-------------------|--|---|
| 要介護5 | 要介護5 | 介護が必要とされる要介護1~5の方 | 従来の介護サービスが利用できます | ●在宅サービス ●施設サービス |
| 要介護4 | 要介護4 | | | |
| 要介護3 | 要介護3 | 要介護2 | 介護が必要とされる要支援1・2の方 | ●介護予防サービスが利用できます ●運動機能向上、栄養指導、口腔機能向上など生活機能の維持・向上を図るサービスの提供 ●これまでのサービスも内容や提供方法を見直します |
| 要介護2 | 要介護2 | | | |
| 要介護1 | 要介護1 要支援2 | 要支援1 | 非該当の方は必要と認められれば、町が行う介護予防事業(地域支援事業)が利用できます。 | ●介護予防事業 介護予防サービスを提供(例栄養指導、口腔ケア指導など) ●包括的支援事業 高齢者の総合相談、各サービスの調整など |
| 要支援 | 要支援1 | | | |
| 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |

地域包括支援センターが介護予防の拠点です

町では、4月1日から町勤労青少年ホーム内に、町地域包括支援センター(☎92-)

3212)を開設いたします。ここには、保健師や主任ケアマネージャーが配置され、高齢者の介護予防など、さまざまな相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

65歳以上の方(第一号被保険者)の保険料が見直し

65歳以上の方(第一号被保険者)の平成18年度からの介護保険料が見直しになります。

介護保険事業は3年ごとに計画を策定し、3年間(平成18年度~20年度)の保険料を決定します。これは利用者負担を除く介護サービスにかかる費用に応じて、65歳以上の人の保険料の基準額を定め、その基準額をもとに所得

介護保険制度にご理解を

今後、介護を必要とする高齢者が増え続ける一方、介護をする人も高齢になっていきます。こうした中、老後の安心を支える介護保険サービス

は、これからの社会に必要な不可欠な制度です。今後とも、介護保険制度へのみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ先 町健康福祉課 ☎62-2115

